



平成17年 2月15日 (火)
第 1 650 号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.jp/

目 次

告 示

| | | |
|---------------------------|-----------|---|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (健康福祉総務課) | 1 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 2 |
| 保安林の指定 | (森林整備課) | 2 |
| 保安林の指定施業要件の変更(2件) | (") | 3 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示 | (") | 4 |
| 兼用工作物管理協定の成立 | (河川課) | 5 |
| 廃川敷地等の発生 | (") | 6 |

公 告

| | | |
|-------------|---------|---|
| 都市計画の変更案の縦覧 | (都市計画課) | 6 |
|-------------|---------|---|

特定調達公告

| | | |
|---|---------|----|
| 平成17年度の島根県立中央病院における医療廃棄物等処理業務の委託に係る競争入札の参加資格等 | (医療対策課) | 6 |
| 島根県立中央病院における医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札の実施 | (") | 7 |
| 平成17年度の島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る競争入札の参加資格等 | (") | 8 |
| 島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の実施 | (") | 9 |
| 島根県立中央病院における情報処理機器類の購入及び保守に係る競争入札の参加資格等 | (") | 11 |
| 島根県立中央病院における情報処理機器類の購入及び保守に係る一般競争入札の実施 | (") | 11 |

告 示

島根県告示第183号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者 | | 訪問看護ステーション | | 指 定 年月日 |
|-------------|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 名 称 | 主たる事業所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社団法人 益田市医師会 | 益田市遠田町1917番地 2 | 益田市医師会訪問看護ステーション | 益田市遠田町1956番地 8 | 平成16年 11月 1 日 |

島根県告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者 | | 訪問看護ステーション | | 廃止年月日 |
|----------------|---------------|---------------------|---------------|-------------|
| 名 称 | 主たる事業所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社団法人 益田市美濃郡医師会 | 益田市遠田町1917番地2 | 益田市美濃郡医師会訪問看護ステーション | 益田市遠田町1956番地8 | 平成16年10月31日 |

島根県告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指 定年月日 |
|-----------------------------|------------|----------|------------------------------|----------------|-----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 社会福祉法人 J Aいずも福祉会 | 出雲市今市町95番地 | 居宅介護支援事業 | みどりの郷 平田 居宅介護支援事業所 | 平田市平田町2308 - 9 | 平成17年1月1日 |

島根県告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
大田市富山町山中字堀越2442 - 1、2442 - 2、2443 - 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く）で定めるところによる。

平成 7 年11月14日農林水産省告示第1827号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第188号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

八束郡八雲村大字熊野3275、3276、5946から5948まで、5949 - 1、5950 - 1、5959 - 1、5966、安来市広瀬町菅原1582、1582 - 1、1584、1591から1596まで、1614 - 1、1615 - 1、1616から1618まで、1619 - 1から1619 - 18まで、1620、1621、1622 - 1から1622 - 15まで、1623、1624 - 1から1624 - 12まで、1625 - 1、1626 - 1から1626 - 3まで、1627、1627続1、1628、1629、1630 - 1、1631から1635まで、1635 - 1、1636

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字下意東字カタラガ谷3234 - 4、字枝又ヶ3235 - 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに安来市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第189号

平成17年島根県告示第34号で指定施業要件変更予定保安林とされた次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を弥栄村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | | | | 不明である通知の相手方 | |
|----------|----|-----|-----------|-------------|---------------------------|
| 郡 | 村 | | 地 番 | 保安林の所有者 | 住 所 |
| 那賀 | 弥栄 | 田野原 | 703 | 市木涼江 | 和歌山県御坊市藪町299 - 2 |
| " | " | 田野原 | 828 - 4 | 井野木勇 | 那賀郡弥栄村大字田野原320 |
| " | " | " | 828 - 7 | " | " |
| " | " | 田野原 | 653 | 梅木洋史 | 大阪府和泉市鶴山台3 - 8 - 66 - 405 |
| " | " | 田野原 | 712 | 大利経男 | 那賀郡弥栄村大字田野原285 |
| " | " | " | 712 - 2 | " | " |
| " | " | 三里 | 八174 - 1 | 勝田 清 | 浜田市相生町2227 |
| " | " | 木都賀 | イ2293 - 1 | 久保田鉄身 | 福岡県北九州市若松区三島町5 - 1 |
| " | " | " | イ2293 - 2 | " | " |
| " | " | " | イ2293 - 4 | " | " |
| " | " | 木都賀 | 八374 - 5 | 熊谷亀市 | 那賀郡弥栄村大字木都賀イ1457 |
| " | " | " | 八374 - 6 | " | " |
| " | " | " | 八379 - 4 | " | " |
| " | " | 田野原 | 832 - 4 | " | " |
| " | " | 田野原 | 749 | 河野惣一 | 那賀郡弥栄村大字田野原32 |
| " | " | " | 749 - 1 | " | " |
| " | " | 田野原 | 688 - 2 | 斉藤友三 | 那賀郡弥栄村大字田野原73 |
| " | " | " | 688 - 3 | " | " |
| " | " | " | 692 | " | " |
| " | " | " | 693 | " | " |
| " | " | " | 694 | " | " |
| " | " | " | 695 | " | " |
| " | " | " | 701 | " | " |
| " | " | " | 704 | " | " |
| " | " | " | 727 | " | " |
| " | " | 田野原 | 710 - 1 | 斉藤フウ | 那賀郡弥栄村大字田野原277 |
| " | " | " | 710 - 5 | " | " |
| " | " | 田野原 | 854 - 1 | 竹田修介 | 松江市山代町472 - 1 |
| " | " | " | 854 - 3 | " | " |
| " | " | 田野原 | 692 - 1 | 寺沢俊雄 | 松江市上乃木町3084 |
| " | " | " | 702 | " | " |

| | | | | | |
|---|---|-----|---------|-------|----------------------|
| 〃 | 〃 | 田野原 | 689 | 引地友三 | 益田市美都町板井川507 |
| 〃 | 〃 | 木都賀 | イ2348 | 日野原峯太 | 那賀郡弥栄村大字田野原105 |
| 〃 | 〃 | 田野原 | 797 - 6 | 松尾富五郎 | 那賀郡弥栄村大字田野原546 |
| 〃 | 〃 | 田野原 | 874 - 6 | 三浦弘和 | 那賀郡弥栄村大字田野原487 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 875 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 876 - 7 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 877 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 880 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 881 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 882 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 879 - 1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 879 - 2 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 880 - 1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 881 - 1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 882 - 1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 882 - 3 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 田野原 | 868 | 三浦光男 | 大阪府豊中市大島町 1 - 14 - 5 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 868 - 1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 868 - 2 | 〃 | 〃 |

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第190号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県木次土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系赤川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

雲南市大東町養賀620番 4 地から同所615番 2 地まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 雲南市長 速水雄一

雲南市木次町木次1013番地 1

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）改築、維持又は修繕。

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1メートルまでの範囲内にあるものについての維持。

(3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧。

6 管理の期間

平成13年 9月28日から道路の存続する日まで。

島根県告示第191号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県隠岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 河川の名称
二級河川都万川水系都万川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年 2月15日
- 3 廃川敷地等の位置
隠岐郡隠岐の島町都万泉3390番 4 地先から
隠岐郡隠岐の島町都万泉3388番 1 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 51.09平方メートル

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類
木次都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市木次町里方、木次町下熊谷、木次町新市、木次町木次、木次町山方、木次町西日登
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び雲南市役所
- 4 縦覧期間
平成17年 2月15日から同年 3月 1日まで

特 定 調 達 公 告

平成17年度において、島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 特定調達契約により調達をする役務の種類

医療廃棄物等処理業務

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続き

平成17年、平成18年及び平成19年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託にかかる一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第1637号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 2月15日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年、平成18年及び平成19年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等3(2)の規定により、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務について、A等級に格付けされ、かつ、運搬業と処分業について、両方の許可を受けた者であること。

(3) 本公告に示した役務を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 - 8555 島根県出雲市 4丁目 1番地 1

島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ

電話0853 - 30 - 6435

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年 3月11日 午後 2時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院 3階会議室

(4) 入札書の受領期限

平成17年 3月28日 午前11時（郵便による入札にあっては、午前10時）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年 3月28日 午前11時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1 島根県立中央病院 3 階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札書の提出場所に平成17年 3月11日から平成16年 3月18日午後 5 時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した役務を履行できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : The service of disposable of medical waste of The Shimane Prefectural Central Hospital, 1set.

(2) Application Due : 11:00AM 28 March 2005 (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 10:00AM 28 March 2005.)

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan, TEL 0853-30-6435

平成17年度において、島根県立中央病院の物品の買入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達する物品の種類

医療薬品類

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期

間及びその更新の手続き

平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 2月15日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア ジェノトロピン5.3mg（5.3mg 1筒）1,567筒

イ オムニパーク300シリンジ（64.71% 100mL×5筒/箱）858箱

ウ リュープリン注射用3.75（3.75mg 1瓶）889瓶

エ ノルディトロピンノルディフレックス注10mg（10mg 1筒）327筒

オ ヒューマトロブC 6mg（6mg 1筒）559筒

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付するので、入札書にそれぞれの単価を記載すること。入札書に記載する金額は、支払いの際、落札価格に消費税及び地方消費税相当分5%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払い代金とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きで記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有するものであること。

(3) (2)の中分類の医療薬品類について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 薬事法に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

(5) 本公告に示した物品を島根県立中央病院長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693 - 8555 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

電話（0853）30 - 6430

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月8日 午後2時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

(4) 入札書の受領期限

平成17年3月25日午前10時(郵送による入札にあっては、平成17年3月24日午後5時)

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月25日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased:

① Genotropin 5.3 mg (5.33 mg 1 syringe), 1567 syringes

② Omnipaque 300 Syringe 1 case (64.71% 100 ml 5 syringes), 858 cases

③ Leuplin for Injection 3.75 (3.75 mg 1 vial), 889 vials

④ Norditropin Nordiflex 10 mg (10 mg 1 syringe), 327 syringes

⑤ Humatrope C6mg (6 mg 1 syringe), 559 syringes

(2) Application Due : 10:00 AM 25 March 2005. (Applications by mail must be arrived at Central Hospital by 5:00 PM 24 March 2005.)

(3) Contact point for the notice : Property Management Division, Administration Department, The Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara Izumo-shi Shimane 693-8555 Japan TEL (0853) 30-6430

平成17年度において、島根県立中央病院の物品の買い入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 2月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達をする物品の種類

情報処理機器類

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年 2月15日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 調達物品名及び数量

情報通信機器更新・保守管理 一式

情報通信機器の更新及び更新機器の保守管理について複数年契約を締結することとする。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 物品納入期限

平成17年 5月31日

(4) 保守管理期間

平成17年 6月 1日から平成22年 3月31日

(5) 物品納入及び保守管理場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成16年島根県告示第878号）に定める参加資格を有する者であること。

(3) (2)の中分類の情報処理機器類について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 本調達案件と同等の物品を納入し、また同等規模の保守実績を有している者であること。ただし、納入と保守に係る契約が一体である必要はない。

(5) 障害受付後、2時間以内に現地へ技術員を派遣し障害機器の交換・修復ができる者であること。

(6) シスコシステムズ株式会社のゴールド認定パートナーに格付けされた者又はゴールド認定パートナーを介してシス

コシステムズ株式会社製品の調達・サポートが確実にできる者であること。

(7) 島根県税を滞納していない者であること。

(8) 入札公告及び入札説明書に示した要項を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 - 8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ

電話0853 - 22 - 5111

(2) 入札説明書の交付方法

平成17年2月15日から平成17年2月25日までの間、交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月4日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

ウ 備考 この入札に参加を希望する者は、当該説明会に参加しなければならない。

(4) 入札書の受領期限

平成17年3月28日午前10時（郵送による入札にあつては、平成17年3月25日午後5時までに必着のこと）なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年3月28日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を、入札書の提出場所に平成17年3月7日から平成17年3月14日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を確実に調達できると島根県立中央病院長が判断した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 議会において本公告に示した契約にかかる予算の議決がなされない場合は、当該契約は行わない。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A renewal of the Gigabit Ethernet Switch and commission for maintenance and management of the Gigabit Ethernet Switch for a five year period (2005 - 2010)
- (2) Desired Date of Delivery: May 31 2005. The period of maintenance and management shall be from June 1st, 2005 until March 31st, 2010
- (3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken JAPAN
- (4) Deadline for Tender: 10:00 AM March 28 2005 (Applications by mail must be received at the office above by 5:00 PM March 25 2005)
- (5) Please tender all information to: C/O Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izunio-shi, Shimane-ken, JAPAN 693-8555 Tel 81+853-22-5111

